



2018年9月号 (No.110)

今月の特集

1. 平成30年度地域別最低賃金の改定額公表
2. 障害者雇用 水増し問題
3. 時間外労働の上限規制

1. 地域別最低賃金改定額公表

◆政策通りの引上げに

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が答申した平成30年度の地域別最低賃金額の改定額（以下「改定額」）を公表しました。

これは、7月26日に中央最低賃金審議会（厚生労働大臣の諮問機関）が示した「平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、**10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定**です。

◆答申のポイント

- ・改定額の**全国加重平均額は874円**となった（昨年度848円）
- ・全国加重平均額26円引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降最大

◆地域別最低賃金額

- ・最高額は東京都の985円（前年比+27円）
- ・2位は、神奈川県983円（前年比+27円）
- ・3位は大阪府の936円（前年比+27円）

- ・最低額は鹿児島県の761円（前年比+24円）
- 次いで青森、岩手、秋田、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄の11県が762円となった。
- ・最高額（東京都985円）に対する最低額（鹿児島県761円）の比率は、77.3%（昨年度は76.9%なお、この比率は4年連続の改善）また、引上げ額の最高（27円）と最低（24円）の差が3円に縮小した（昨年度は4円）。
- ・東北、中四国、九州などを中心に中央最低賃金審議会の**目安額を超える引上げ額が23県**あった（平成27年度以降最多。昨年度は4県）。

◆地域別最低賃金時間額答申状況

各都道府県に適用される引上げランクは以下の通りです（都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をA B C Dの4ランクに分けて示しています）

- ・Aランク（+27円）7箇所
…埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫
- ・Bランク（+26円）16箇所
…宮城、茨城、栃木、群馬、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、和歌山、岡山、広島、徳島、香川
- ・Cランク（+25円）16箇所
…北海道、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、山口、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、沖縄
- ・Dランク（+24円）8箇所
…青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、鹿児島

2. 障害者雇用 水増し問題

誰もが平等に社会に参加できる「共生社会」の実現を理念として、国が率先して進めたはずの障害者雇用制度。肝心の中央省庁が目標を下回っていたのに数字を水増ししていた疑惑が浮上しました。

障害者雇用促進法は、民間企業や公的機関（国や自治体）に一定割合以上の障害者を雇うよう義務づけています。

障害者とは原則、**身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ人のほか、児童相談所などで知的障害者**

と判定された人が対象となり、今年4月1日から、雇用率が従業員45.5人以上の民間企業は2.2%、公的機関は2.5%へ引き上げられ、2020年度末までに、さらにそれぞれ0.1%上げると決まっています。

法定雇用率を下回った場合、企業側は行政指導を受け、不足する障害者数に応じた納付金を徴収されるという罰則（従業員100人超であれば目標より一人不足すると月5万円の納付が求められ企業名を公表されるケースもある）があり、上回れば調整金を支給されることが定められています。

一方、公的機関は納付金の対象ではなく、計画を策定して改善を図るだけで罰則はありません。

今回の水増し問題は、本来は障害者手帳を持っていない軽度障害者が法定雇用率算出の対象に含まれている可能性があるという、ずさんな対応してきた公的機関が企業へ罰則を科してきただけに批判を招きそうです。

3. 時間外労働の上限規制

厚労省は8月10日、2017年度（17年4月～18年3月）に時間外労働に対する割増賃金を100万円以上支払っていなかった企業に対し、全国の労基署が監督指導を行った結果を発表しました。

1870社を調査し、対応策を立案・実施した結果、20万5235人分に相当する446億4195万円の未払い残業代が支払われました。

働き方改革が叫ばれる中、ご存知の通り6月に「働き方改革関連法」が成立しました。主要なものとして、「時間外労働の上限規制」があります。

今まで国は、原則として月45時間、1年間に360時間までが時間外労働とするもので、事業主が労働者にこの上限を超えて時間外労働をさせたことでの罰則はありませんでした。これを法律に盛り込み、違反した場合、罰則を適用できるようにしたものです。

大企業においては2019年4月から、中小企業においては2020年4月から適用されます。

厚労省は今後も賃金不払いや残業解消に向け監督指導を徹底するとしています。



これからの時期に注意したい「**残暑バテ**」と対策

★「残暑バテ」とは

今年も暦の上では立秋（8/7）を過ぎました。

9月に入れば、だんだんと過ごしやすくなる日も増えてきます。けれど油断は禁物！ これからの時期は、一般に「残暑バテ」と呼ばれる体調不良が生じることも多く、注意が必要です。

主な症状としては、疲れやすさ・疲労感（だるさ）・めまい・立ちくらみ胃腸の不調・食欲不振・微熱等が挙げられますが、こうした症状が8月下旬から9月末まで続きます。

だるさ等が長引くことにより仕事に影響がでることも多いので、予防と早めの対策を心がけたいものです。

★残暑バテの原因

原因としては蓄積された夏の暑さによる疲れ・寒暖差による自律神経の乱れなどが挙げられます。

★オフィスでの残暑バテ予防

室内外の温度差による自律神経の乱れについては、オフィスでも対応することが可能です。室温を調節して、外気との差が5℃を超えないようにしましょう。

また、お昼休みにホットアイマスクや蒸しタオルで目もとを温めてみましょう。副交感神経のスイッチが入って、心身ともにリラックスできるので午後はすっきりと仕事に取り組みます。

★自宅での残暑バテ解消法

炭酸ガス入りの入浴剤をぬるめのお湯に入れ、ゆったりとつかって、リラックスしましょう。また、睡眠前に軽いストレッチを行うと自律神経のバランスが整い、

寝つきが良くなるなどの効果も期待できます。

上手に残暑のシーズンを乗り切りましょう！

【発行元】

北海道 SATO 社会保険労務士法人 旭川オフィス

北海道社会労働保険協会 旭川

〒070-0031

北海道旭川市1条通9丁目50番地3

旭川緑橋通第一生命ビル3階

TEL：(0166) 25-3387